

うみハピネスや
貴船公園で遊ぼう!

宇美町子育て支援センター ゆうゆう だより

地域のボランティアさんと
いっしょに、季節を感じながら
公園であそんだりおさんぽして
楽しみませんか? 多目的ホール
も開放しています。赤ちゃん連
れの方、暑い日や雨の日も安心
して遊べますよ! スタッフ一同、
待っています♪

▶場所

貴船公園 (うみハピネス横)
※うみハピネス多目的ホールで受付

▶必要なもの

- ・帽子 ・水筒
- ・お弁当(必要な方)

世代間交流子育てサロン てくてくひろばのご案内

▶日時

10時~12時30分 ※時間内はいつ来ても帰ってもOK!

5月16日(水) | 9月5日(水) | 12月12日(水)
6月6日(水) | 10月31日(水) | 1月30日(水)
8月8日(水) | 11月28日(水) | 3月13日(水)

▶地域の皆さんへ

世代間交流子育てサロン「てくてくひろば」は、地域ぐるみで子育てを楽しみ、新たな出会いやふれあいができる場を目指しています。子どもたちと一緒に遊んでくれるボランティアさんを募集しています。年齢・性別は問いません。ご希望の方は下記問い合わせ先へご連絡ください。

中学校子育てサロンのご案内

町内の中学校のスペースを一部開放して乳幼児とその家族や妊婦さんが自由に遊びに来ることができるフリースペースです。

お昼休みに中学生が遊びに来たり、授業での交流もあり、県内の中学校でも数少ない取り組みの一つです。スタッフ一同、待っています♪

ピッピさんの
おはなし会もありますよ!



▶平成30年度 サロン開設予定日

	宇美東中	宇美南中	宇美中
開設場所	視聴覚室 (1階)	多目的室 (1階)	多目的室 (2階)
開設時間	10時~14時		
6月	20日(水)	28日(木)	5日(火)
7月	4日(水)	12日(木)	10日(火)
9月	19日(水)	27日(木)	11日(火)
10月	3日(水)・24(水)	11日(木)	2日(火)
11月	21日(水)	8日(木)	6日(火)
12月	5日(水)	6日(木)	11日(火)

▶利用者の声

『親も子ども中学生との交流の機会がほとんどないので、中学校サロンはお互いにとって、とても素晴らしいと思います。また遊びたいと言っていました。』
『中学生の皆さんが一生けん命仲良く遊んでくれたのでよかったです。』

問い合わせ▶ 子育て支援センターゆうゆう (うみハピネス内) ☎957-6450 / 子育て支援課 子育て支援係 (うみハピネス内) ☎933-1322

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 の制度について

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
概要	児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭などにおける生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。	離婚などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童について、手当を支給することにより、母子・父子世帯などの生活の安定を図り、自立を促進する制度です。	精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る制度です。
要件	国内に住所を有する(留学中の場合などを除く)中学校修了までの間にある児童を監護養育している人に支給されます。	18歳到達後最初の年度末までの間にある児童(障がい児については20歳未満)を監護している母(父)、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。 平成26年12月から児童扶養手当と公的年金給付などの併給ができるようになりました。必ず公的年金を申請していただき、「公的年金給付等の額」が「児童扶養手当の額」より下回る場合、その差額分を受給することができます。	精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している人に支給されます。 ただし、対象児童が児童福祉施設などに入所している場合は受給できません。
月額	▶3歳未満(一律)15,000円 ▶3歳以上小学校修了前(第1・第2子)10,000円(第3子以降)15,000円 ▶中学生(一律)10,000円 ※養育する児童(満18歳以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。 ▶特例給付(所得制限限度額以上)(一律)5,000円	《平成30年4月分~》 ▶全部支給 42,500円 ▶一部支給 10,030円~42,490円 2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第2子5,020円~10,040円、第3子以降1人につき3,010円~6,020円 所得が一定以上の場合には手当が支給されません。(所得制限限度額はそれぞれ違います)	《平成30年4月分~》 ▶1級の方 51,700円 ▶2級の方 34,430円
支給日	10月・2月・6月の10日	8月・12月・4月の11日	8月・11月・4月の11日
現況届提出月	6月	8月	8月
	支給日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支給されます。		
	手当を受けている方は、毎年決まった月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、「その年のその月分以降の手当の支給を受けることができるかどうか」を確認する大切な届です。提出がない場合、以降の手当が受給できなくなりますので必ず提出してください。		

▶児童手当を受給している方は

6月中に現況届の提出が必要です!

6月1日現在の状況について「現況届」を提出していただき、引き続き手当を受けられるかどうかを確認します。6月上旬に児童手当受給者あてに現況届を郵送しますので、必ず提出してください。提出がない場合、6月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

問い合わせ▶ 住民課 年金手当係 ☎934-2250

平成30年度 危険物安全週間標語・全国统一防火標語の決定

問い合わせ▶ 粕屋南部消防組合消防本部 (志免町大字田富170番地) ☎935-5111 HP <http://www.kasuyananbu-shobo.jp/>

▶危険物安全週間標語

「この一球 届け無事故へ みんなの願い」

▶危険物安全週間

6月3日(日)~6月9日(土)

危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を推進する目的で危険物安全週間が定められています。

▶全国统一防火標語

「忘れてない? サイフにスマホに 火の確認」

総務省消防庁が、火災予防思想をより広く普及させることを目的に、一般社団法人日本損害保険協会との共催で、平成30年度全国统一防火標語の募集を行った結果、入選作品となった標語です。